# 小山町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号。以下「法」という。）第１９条第１項の規定に基づき小山町農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（募集等する人数）

第２条　推薦を求める人数又は募集をする人数は、合計で９人とする。

（候補者の資格等）

第３条　推進委員の推薦を受ける者又は応募する者（以下「候補者等」という。）は、農業に関する知識及び関心を持ち次条各号に掲げる活動等を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、候補者等となることができない。

（１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（２）禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（所掌事務）

第４条　推進委員の活動等は、農業委員会が定めた指針等に従い、担当する区域内の農地等の利用の最適化の推進のための次の各号に掲げる活動等を行う。

（１）平日昼間に開催される農業委員会総会等の会議（月に１から２回程度）へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議の際に必要に応じ報告又は意見を述べること。

（２）農地法（昭和２７年法律第２２９号）等に基づく申請の調査を行うこと。

（３）農地法に基づき、町内の農地の利用状況の調査及び調査を行うこと。

（４）農地の利用の最適化の推進の活動として、遊休農地の有効利用、違反転用防止等に関する活動を行うこと。

（任期）

第５条　委員の任期は、農業委員会が委嘱した日から、令和５年７月１９日までとする。

（募集等の期間）

第６条　推薦及び募集の期間は、令和２年２月２０日（木）から令和２年３月１９日（木）の午前８時３０分から午後５時１５分までの土曜日、日曜日及び祝日は除いた日とする。

（推薦等区域）

第７条　法第１９条第１項に規定により農業委員会が定めた、推薦又は募集する区域の単位は、小山地区、足柄地区及び北郷地区（須走地区含む。）とする。

（推薦等の方法）

第８条　推薦をし、又は募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を農業委員会に提出するものとする。

（１）推薦をし、又は応募する区域

（２）推薦をする者（個人に限る。）３名以上の氏名、住所、職業、年齢及び性別（推薦の場合のみ）

（３）推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項（推薦の場合のみ）

（４）推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

（５）推薦又は応募の理由

（６）推薦をする者が当該推薦を受ける者について農業委員への推薦をし、又は応募する者が農業委員の募集に応募しているか否かの別

（公表）

第９条　農業委員会は、第７条に規定する区域ごと、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を推薦･募集期間の中間及び期間終了後に遅滞なく公表するものとする。

２　前項の公表事項は、前条各号に掲げる事項（同条第２号及び第４号に規定する住所を除く。）及び次に掲げる事項とする。

（１）推薦を受けた者の数

（２）応募した者の数

（選考）

第１０条　農業委員会は、推薦又は募集に応募した者の数の合計が、小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(平成２８年小山町条例第２２号)第３条に規定する推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、選考を行うこととする。

（推薦書提出等）

第１１条　推薦及び募集の書類の提出先等は、次のとおりとする。

（１）提出先　　小山町農業委員会事務局（小山町経済建設部農林課）（小山町役場２階）

（２）受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分

（３）提出方法　直接持参又は郵送等

（４）提出期限　令和２年３月１９日（木）午後５時１５分必着（だだし、郵送の場合は、消印有効）

附　則

この要綱は、令和２年２月 17 日から施行する。